

○遺失届出受理に関する証明について

(昭和 47 年 3 月 21 日岡会第 126 号警察本部長例規)

改正 昭和 55 年 3 月岡会第 116 号 平成 20 年 3 月岡務第 195 号
平成 23 年 10 月岡会第 504 号 平成 26 年 3 月岡務第 280 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各警察署長

このたび岡山県証明事務手数料条例の一部改正により手数料の額が増額され昭和 47 年 4 月 1 日から施行されることになったので、遺失届受理に関する証明については、警察における証明事務の合理化について(昭和 41 年 3 月 19 日岡務第 429 号例規)に基づき、下記事項に留意のうえ事務処理に遺憾のないようされたい。

なお、昭和 38 年 6 月 1 日岡会第 325 号例規は廃止する。

記

証明事務取扱要領

- (1) 証明事務の手数料の額は、岡山県証明事務手数料条例(昭和 31 年岡山県条例第 5 号)第 2 条に定めるところによる。
- (2) 手数料算定の基礎となる件数については、証明書 1 通について 1 件とする。
- (3) 証明願出については、願出人から証明願(別記様式)の提出を受けるものとする。
- (4) 証明願を受理したときは、担当職員は願出にかかる内容が事実と相違ないかどうか、相当額の手数料を徴収しているかどうかを調べて確認しなければならない。
- (5) 証明願に記載された事項が適正であると認めるときは、証明願の写しを 1 部作成した上、証明願の本紙に「本件証明されてよろしいか。」と朱書し、警察署長の決裁を受けること。この場合 2 部以上交付するときは、右上部余白に「○部交付」と朱書すること。ただし、特異な証明願以外については、副署長(行政職)又は総務会計課長若しくは会計課長が決裁の専決をすることができる。
- (6) 証明は、証明願の写しに警察署長の職印を押してするものとする。
- (7) 決裁になった証明願は、収入に関する証拠書類として保存するものとする。